

MY企業年金通信

No. 2012-03

明治安田生命保険相互会社
総合法人業務部
団体年金コンサルティング室
TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【財政運営関連】「有識者会議」を踏まえたより安定的な財政運営の実現に向けた改正案に関する意見募集について	<input checked="" type="checkbox"/> 厚年基金	<input type="checkbox"/> DB	<input type="checkbox"/> DC

ポイント

I. 確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の改正案を公表

厚生労働省では、平成 24 年 7 月 6 日に取りまとめられた「有識者会議」の報告書を踏まえ、平成 24 年 7 月 27 日に、確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を開始しました。

II. 主な改正案の概要**1. A I J 投資顧問への投資による損失額の掛金拠出について【対象：厚年基金】**

- ① A I J 投資顧問への投資による損失額について、特別掛金を拠出して償却する場合は、30 年以内の償却を可能とする。（通常 20 年以内）
- ② ①の他、段階的に引上げる場合は、引上げ期間 10 年以内を可能とする。（通常 5 年以内）

2. より安定的な財政運営を促進するための措置【対象：厚年基金・DB】

- ③ 予定利率引下げを促進するため、予定利率引下げによる特別掛金は 30 年以内償却を可能とする。（予定利率引下げによる特別掛金以外は、20 年以内償却で変更なし）
- ④ 給付減額の承認・認可基準等の改正
 - ・減額理由のうち「母体企業の経営悪化」を廃止し、「掛金負担が困難」に集約する
 - ・「掛金負担が困難」に該当する基準
 - ア. 過去 5 年間程度の過半数の期で、母体企業が赤字、又は赤字と見込まれる
 - イ. 給付減額しない場合の掛金増加額が、母体企業の純利益の過去 5 年間程度の平均の 1 割以上となる 等

厚生労働省では、平成24年7月6日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）の報告書を踏まえ、平成24年7月27日に確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を開始しました。

今般の改正の趣旨は、AIJ投資顧問株式会社（以下「AIJ投資顧問」といいます。）による被害基金における決算の取扱いの明確化と当面の措置を講じるとともに、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るため、見直しを行なうものとされています。

なお、平成24年7月13日に開始された「厚生年金基金規則及び「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（通知）等の一部改正について」に関する意見募集（パブリックコメント）（平成24年7月18日MY企業年金通信N02012-02にてご案内済み）につづくものですが、意見募集期間は極めて短縮化されています。

以下に主な改正内容をご案内いたしますので、ご参照ください。

○意見募集期間

平成24年7月27日（金）から平成24年8月10日（金）まで

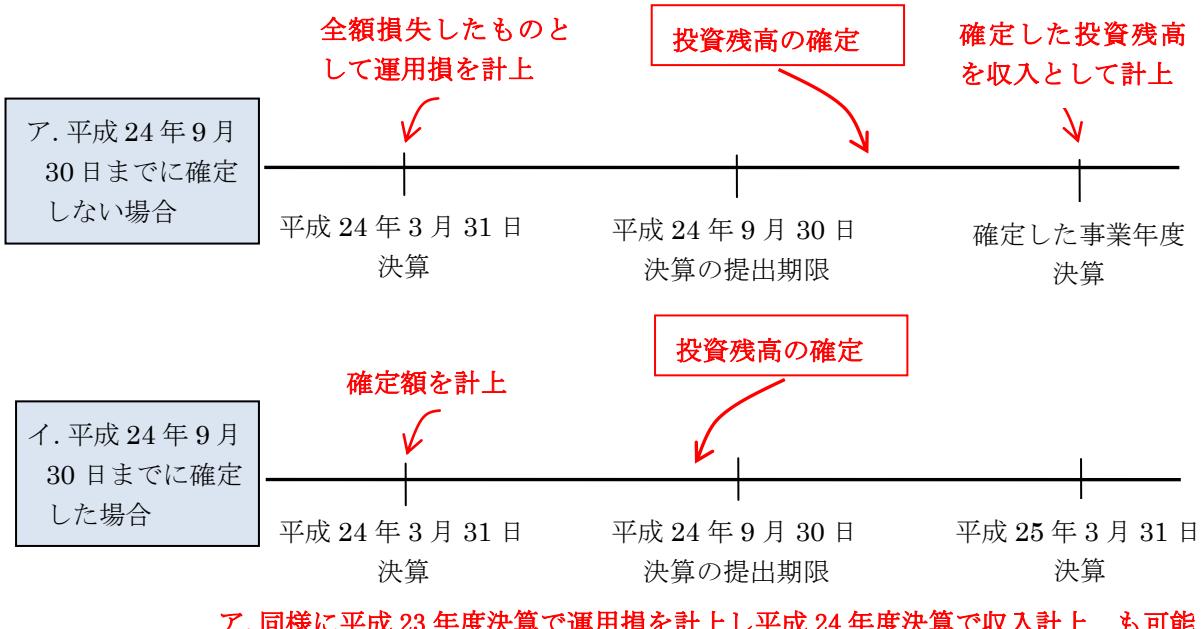
（意見募集の詳細な内容につきましては、次をご参照ください。）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=0>

1. AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取り扱いについて

（対象：AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金）【平成23年度決算及び財政検証から適用】

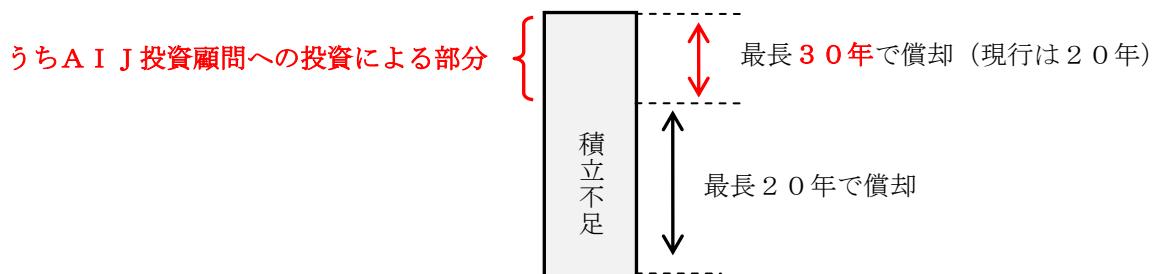
投資残高の確定時期	決算における取扱い
ア. 平成24年9月30日（平成23年度決算の提出期限）までに確定しない場合	平成23年度決算においては、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて <u>全額損失したものとして計上し</u> 、平成24年度以降の当該投資残高が確定した年度の決算において収入として計上する。
イ. 平成24年9月30日（平成23年度決算の提出期限）までに確定した場合	<u>当該確定額を計上する</u> 。なお、決算手続上の理由により、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を除く。）については平成23年度決算においては全損したものとし、平成24年度決算において収入として計上することもできる。



2. A I J 投資顧問への投資による損失額の掛金拠出について

(対象： AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金) 【公布日から適用】

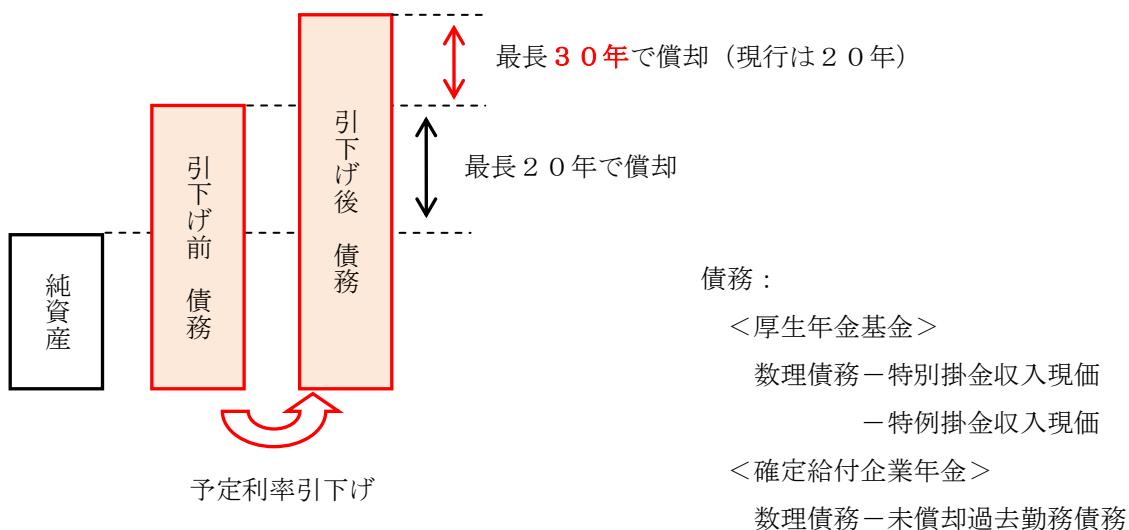
- ① 平成 23 年度決算における積立不足のうち、A I J 投資顧問への投資による損失額に係る積立不足を特別掛金で償却する場合は、30年償却を可能とする。
- ② 特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大 5 年の段階引上げ期間を最大 10 年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。



3. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(1) 予定利率の引下げを促進する措置(対象：厚生年金基金・確定給付企業年金) 【公布日から適用】

予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大 20 年の償却期間を最大 30 年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。



(2) 給付減額の手続の明確化・簡素化(対象：厚年基金、D B) 【公布日から適用】

- ① 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、「掛金負担困難」に該当する基準を明確化する。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> 直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ<u>掛金の負担が困難</u>になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> <u>基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合(連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合)</u> 設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ<u>掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難</u>になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

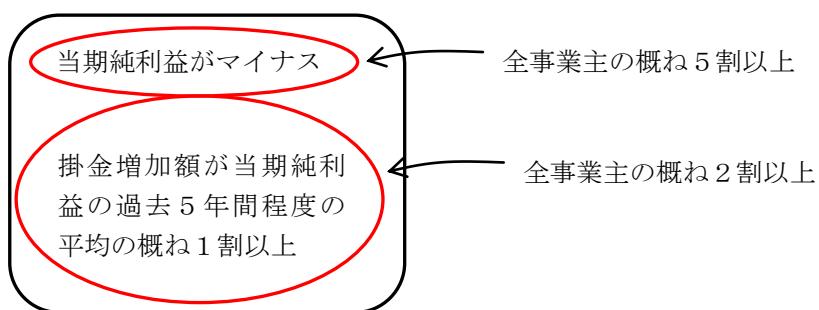
(注) 厚生年金基金の場合の規定。確定給付企業年金もほぼ同様。

なお、次のアからウのいずれかに該当する場合には「掛金の負担が困難」に該当するものとして取り扱うこととされています。

ア 過去5年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下、「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。

イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること

ウ 連合設立及び総合設立の制度については、アに該当する事業主が全事業主の概ね5割以上、又はイに該当する事業主が全事業主の概ね2割以上となっていること。



⇒ 有識者会議第4回資料2-1によると、現行の取り扱いと、実態として変更はないとものと想定されますが、認可基準として規定化される見通しです。

② 受給者減額を認める場合に、希望者に対して、給付減額に相当する最低積立基準額を一時金として支給することが規定されていますが、この方法に加えて、次表のような複数の選択肢を設けることも可能とされています。ただし、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこともあります。

受給者の減額例	現行	改正案
全員について減額実施	<ul style="list-style-type: none">希望者への一時金選択肢が必要 <p>【一時金額】</p> <p>「最低積立基準額の差額相当額」</p>	<ul style="list-style-type: none">希望者への一時金選択肢が必要 <p>【一時金額】</p> <p>「最低積立基準額の差額相当額」だけでなく、別の選択肢の設定も可能</p> <p>(例) 減額がないものとして算定した選択一時金の支給</p>
減額同意者のみ減額実施		<ul style="list-style-type: none">一時金の選択肢は不要

③ 減額後の給付と減額前の給付を選択することができる規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価や各加入者及び受給者の最低積立基準額が減少しない場合は、給付減額として取り扱わないことも明確化される見込みです。



選択肢 2 を選択した場合、現行の給付と比べて額が変更される場合でも、給付減額として取り扱わない。ただし、最低積立基準額が減少しない等の要件を満たしていること。

⇒ 現行の取り扱いと、実態として変更はないと想定されます。

なお、有識者会議の報告書に記載されている、

- ・厚生年金基金の財政運営のあり方【うち解散基準等】
- ・厚生年金基金制度等のあり方【代行制度の今後の在り方、代行部分の財政運営の在り方、中小企業の企業年金のあり方】

等については、法律や政省令等に関する事項が多いこともあって、改正案の公表には一定の時間を要するものと思われ、来年の通常国会への法案提出に向けて、今年の秋以降に開催される社会保障審議会年金部会で議論されるものと予想されます。